

# 宇和島商工会議所選挙規則

## 第1章 総則

(総則)

第1条 宇和島商工会議所定款第13条、第14条第1項、第24条、第35条、第36条の規定による議員の選挙及び選任の手続は、本規則の定める所による。

2 議員の選挙及び選任に関する事務取扱いは、特に定める場合を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(公告)

第2条 議員の選挙選任に関する公告は、本商工会議所所定の場所に掲示して之を行う。

(選挙秩序)

第3条 議員の選挙選任は、良識に従い公正に行わなければならない。

## 第2章 1号議員の選挙

### 第1節 選挙権及び被選挙権

(会員の選挙権)

第4条 会員の有する1号議員の選挙権は次によって計算する。

但し、選挙人名簿調製の日までに所定の会費を完納していない者は、第15条但し書きの場合を除き選挙権を有しない。

- (1) 会費持口数10口までの場合、1口につき1個
  - (2) 会費持口数10口を超える50口までの場合、10口を超える口数に対し、2口につき1個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数
  - (3) 会費持口数50口を超える場合、50口を超える口数に対し、3口につき1個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数
- 2 1個に満たない端数はこれを切り捨てる。

(選挙権行使の制限)

第5条 前条第3号の場合であっても、会員1人の選挙権は第6条に定めるものを除き、50個を超える事はできない。

(特定商工業者の選挙権)

第6条 特定商工業者は、すべて1号議員の選挙につき第4条に定めるもののほか、1個の選挙権を有する。

但し、選挙人名簿調製の日までに所定の負担金を完納していない者は、第15条但し書きの場合を除き選挙権を有しない。

(選挙権の分割行使)

第7条 2個以上の選挙権を有する者は、これを一括し、又は分割して行使することができる。

但し、1個に満たない端数に分割することはできない。

(被選挙権)

第8条 会員は、次に掲げる者を除き、すべて1号議員の被選挙権を有する。

但し、選挙人名簿調製の日までに所定の会費を完納していない者は、第15条但し書き

の場合を除き被選挙権を有しない。

- (1) 未成年者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者

## 第2節 選挙

(選挙の時期)

第9条 1号議員の選挙（以下選挙という。）は、現議員の任期満了前50日以内に之を行う。

(選挙公告)

第10条 選挙は、常議員会の議を経て少なくとも期日の20日前までにその日時、場所及び選挙すべき議員の数並びに其の選挙を必要とする事由等を公告する。

- 2 天災、地変、その他の事由により、選挙を行うことができない場合は、常議員会の議を経て選挙期日を変更の上公告して之を行う。

(選挙の方法)

第11条 選挙は、単記無記名投票によってこれを行う。

## 第3節 選挙管理委員会

(選挙委員会の設置、解散)

第12条 選挙の執行は、選挙管理委員会（以下選挙委員会という。）がこれに当る。

- 2 選挙委員会の委員は5名とし、内1名は本商工会議所専務理事を充て、他は常議員会の議を経て会頭が会員中よりこれを委嘱する。
- 3 選挙委員会は1号議員の選挙に先立ち設置し、その任務を終えた時解散する。

(選挙委員長の選任)

第13条 選挙委員会は、互選を以って委員長1名を定める。

- 2 選挙委員長は選挙に関する事務を処理する。

(選挙立会人の選任)

第14条 選挙委員会は選挙人名簿に登録された会員の中から2名又は3名の選挙立会人を選任する。

## 第4節 選挙人名簿

(選挙人名簿の調製)

第15条 本商工会議所は、議員選挙を行うべき年度の7月10日現在によって選挙資格を調査し、選挙人名簿を調製する。

但し、第4条但し書きに該当する会員並びに第6条但し書きに該当する特定商工業者が選挙年度の8月末日までに所定の会費または負担金を納めたときは、選挙人名簿に追加することができる。

- 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名又は名称、住所、営業の種類並びに選挙権個数を記載する。

(選挙人名簿の閲覧)

第16条 前条第1項但し書きの期間を過ぎ、選挙人名簿の調製を終えたときは10日以内の期間を定めて之を公告し、会員並びに特定商工業者の閲覧に供する。

(選挙人名簿の訂正)

第17条 選挙人名簿につき、異議ある会員及び特定商工業者は、前条の閲覧期間内に本商工会議所に申し出て訂正を求めることができる。

2 本商工会議所は、選挙人名簿を訂正したときは之を公告する。

(選挙人名簿の確定)

第18条 選挙人名簿は第16条の規定による閲覧期間が満了し、5日を経て確定する。

## 第5節 投票

(投票)

第19条 選挙人は選挙の当日投票時間内に投票場において、予め交付を受けた選挙通知書を提示し、投票用紙の交付を受けて投票する。

(投票用紙の種類)

第20条 投票用紙は次の5種とする。

1票      5票      10票

20票    50票

(分割投票の請求)

第21条 2個以上の選挙権を分割行使しようとする選挙人は、予め選挙委員長に申出てその投票に適合する投票用紙の交付を請求することができる。

(投票用紙の記載)

第22条 選挙人は、投票場において投票用紙に議員候補者1名の氏名を記載し、所定の投票箱に投入する。投票用紙には、議員候補者の氏名（法人その他の団体である場合はその名称）以外の文字を記載したり、記号・符号等を印してはならない。

(投票用紙の引替)

第23条 選挙人が投票に際し、書損その他の事由により投票用紙の引替を請求したときは、選挙委員長はその事実を確認した上、之に応ずることができる。

(委任投票)

第24条 選挙人は止むを得ない事由のあるときは、他の選挙人に委任して代理投票させることができる。

2 代理人は投票用紙の交付を受けるに先立ち、その資格を証する書面を選挙委員長に差出さなければならない。

(選挙場の立入制限)

第25条 選挙場には、選挙人及び選挙事務に関係ある者、又は警察官の外立入る事は出来ない。

(選挙場の秩序維持)

第26条 選挙場において演説討論を行い、又は選挙に関する協議・勧誘其他選挙場の秩序を乱すおそれのある言動をしてはならない。若し、それがあるときは選挙委員長はこ

れを退去させることができる。

- 2 選挙委員長は、前項により退去させた者について、選挙場の秩序を乱すおそれがなく  
なつたと認めた時は、入場させることができる。

## 第6節 開票

(開票)

第27条 選挙委員会は、投票終了後、第1条第2項の規定に拘らず引続き本商工会議所において開票を行う。

- 2 天災、地変その他の事由により開票できない場合は、選挙委員会は開票の日時を変更して之を公告する。

(投票の点検)

第28条 選挙委員会は開票に先立ち、選挙立会人の立会を求め、投票の枚数と、投票個数の点検を行う。

(開票の参観)

第29条 選挙人は開票場において、開票の参観をすることができる。

(疑問票の取扱い)

第30条 投票の効力に疑義を生じたときは、選挙立会人の意見を聞き選挙委員会がこれを決する。選挙委員会の意見が纏まらないときは、その多数決により、可否同数のときは委員長がこれを決する。

(無効投票)

第31条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 議員候補者の氏名又は名称を自記しないもの
- (3) 議員候補者でない者の氏名又は名称を記載したもの
- (4) 議員候補者の氏名又は名称以外のものを記載し、又は印したもの

但し、議員候補者の職業身分、住所又は敬称等を記載したものは此の限りでない。

## 第7節 議員候補者

(立候補の届出)

第32条 議員候補者となろうとする者は、選挙公告のあつた日から選挙期日の5日前までに所定の用紙で、その旨選挙委員会に届出なければならない。

- 2 選挙人名簿に記載された会員が、他の会員を議員候補者として推薦しようとするときは、本人の承諾を得て前項の期間内に選挙委員会にその旨、届出なければならない。

(供託金)

第33条 議員候補者となろうとする者は、届出と同時に金5万円を本商工会議所に供託するものとする。

- 2 前項の供託金は選挙終了後、7日以内に本人に返還する。

但し、当該議員候補者の得票数が選挙すべき議員の定数を以って有効投票数を除した数の5分の1に達しないときは、本商工会議所に帰属する。

(立候補の辞退)

第34条 議員候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙期日 3 日前までに選挙委員会にその旨、届出なければならない。

## 第 8 節 当選者の決定

(無投票当選)

第35条 議員候補者の数が 1 号議員の定数を超えないときは、投票を行わず立候補者すべてを当選者と決定する。

(当選順位)

第36条 当選人は有効投票の多数を得たものから順次これを定める。

但し、第 33 条第 2 項但し書きに該当する場合、これを当選者とすることはできない。

2 得票が同数の場合は、選挙委員会は当事者の抽せんにより当選順位を定める。

(当選人の資格そう失)

第37条 当選人が選挙後に被選挙権を失ったときはその資格を失う。

(繰上げ当選)

第38条 当選人が、当選後 90 日以内に死亡し、若しくはその資格を失い、或は議員を辞任したときは、選挙委員会は直ちに当選人とならなかった得票数の高順位者から、順次繰り上げ当選者とする。

(選挙録の作成)

第39条 選挙委員会は、選挙録を作り選挙の経過と共に当選人の住所、氏名（法人その他の団体の場合はその名称）を本商工会議所に報告する。

(当選の通知、公告)

第40条 本商工会議所は、前条による報告を受けたときは、遅滞なく当選人にその旨通知すると共に之を公告する。

(議員職務執行者の届出)

第41条 法人その他の団体が議員に当選したときは、当選の通知を受けた日より 5 日以内に議員の職務を行うもの 1 人を定め、その氏名を本商工会議所に届出なければならない。

2 前項の議員の職務を行う者は、定款第 10 条第 3 項各号及び本規則第 8 条各号に該当する者であってはならない。

(議員就任の諾否)

第42条 当選人は第 40 条の通知を受けたときは、5 日以内に就任の諾否を本商工会議所に申し出なければならない。

但し、第 32 条第 1 項に基づく議員候補者は辞退の申し出のない限り受諾したものと見做す。

## 第 9 節 再選挙

(再選挙)

第43条 当選人が無いとき、又は当選人で就任を受諾した者がその選挙における 1 号議員の定数の 5 分の 4 に達しないときは、選挙期日より 30 日以内に再選挙を行う。

2 再選挙により当選した者の任期は、最初の選挙期日に当選した者に準ずる。

(再選挙の手続)

第44条 再選挙の手続は特に定めるものの外、本規則第10条から第12条第1項まで及び第19条から第42条までの規定を準用する。

#### 第10節 補欠選挙

(補欠選挙)

第45条 1号議員が就任後90日を経過して後死亡し、辞任し、或はその資格を失った為、その議員定数の5分の4を欠ぐに至ったときは、補欠選挙を行う。

2 補欠選挙により当選した者の任期は、最初の選挙で当選した議員の任期に準ずる。

(選挙人名簿の補正)

第46条 前条第1項により補欠選挙を行うときは、選挙期日60日前の現況により選挙人名簿の補正を行う。補正名簿は第15条第2項から第18条までの規定を準用する。

#### 第11節 紛議の処理

(異議の申し立て)

第47条 1号議員の選挙につき、異議を有する選挙人は選挙期日経過後30日以内に選挙委員会に之を申し立てることができる。

(紛議の処理)

第48条 1号議員の選挙につき、紛議を生じたときは、選挙委員会において之を処理する。

#### 第12節 当選無効

(当選の無効)

第49条 当選人が選挙に関し本規則に違反したときは、選挙委員会はその当選を無効とすることができる。

### 第3章 2号議員の選任

(2号議員の選任時期)

第50条 定款第35条第2項第2号に掲げる2号議員の選任は1号議員の選挙公告の前日までにこれを行う。

(2号議員の選任方法)

第51条 2号議員は、部会総会において部会員の中から選任する。

(選任権、被選任権)

第52条 会員は、その属する部会から2号議員を選任する権利および2号議員に選任される権利を有する。

2 2以上の部会に属する会員は自ら選択した1の部会においてのみ、前項の権利を行使することができる。

但し、部会長を通じ予め本商工会議所に届出なければならない。

(準用規定)

第53条 2号議員を選任する権利については、本規則第4条但し書きを、又選任される権利については、第8条の規定を準用する。

(部会別の定員)

第54条 各部会の選任する2号議員の数は、次の通りとする。

但し、選挙権を有する部会員の会費持口数が300に満たないときは、2号議員の選任はできない。

第1部会	(小売商業)	4名
第2部会	(卸売商業)	3名
第3部会	(工業)	2名
第4部会	(金融・専門)	2名
第5部会	(運輸・通信)	2名
第6部会	(観光・サービス)	4名
第7部会	(建設)	3名

(定員の振替え)

第55条 第54条但し書きによって選任できなくなった2号議員の数は、常議員会の決議を経て他の部会に振替えることができる。

(選任の通知)

第56条 2号議員を選任したときは、部会長は直ちに選任した者にその旨を通知する。

2 議員に選任せられたものは、その通知を受けた日から5日以内に就任の諾否を所属部会長に届出なければならない。

(選任の公告)

第57条 2号議員の選任を終え、就任の承諾を得たときは、部会長は直ちに本商工会議所に対し、選任の経過録と共に議員(となるべきもの)の住所、氏名又は名称を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けたときは、本商工会議所は直ちに議員(となるべきもの)の住所、氏名又は名称を公告する。

#### 第4章 3号議員の選任

(3号議員の選任時期)

第58条 定款第35条第2項第3号に掲げる3号議員の選任は、1号議員の選挙公告の前日までにこれを行う。

(3号議員の選任方法)

第59条 3号議員の選任は、次の各号の1に該当する会員のうちから会頭が常議員会に諮って、これを選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 重要産業を経営する個人・法人その他の団体
- (3) 会費持口数160口以上の会員

(準用規定)

第60条 3号議員の選任については、第8条の規定を準用する。

(選任の通知)

第61条 3号議員の選任を終えたときは、直ちに選任された議員(となるべきもの)に其の旨通知する。

2 3号議員に選任された者は、その通知を受けた日から5日以内に会頭に就任の諾否を届出なければならない。

(選任の公告)

第62条 3号議員が確定したときは、本商工会議所は直ちに其の旨及び議員(となるべきもの)の住所、氏名又は名称を公告する。

## 第5章 共通事項

(準用規定)

第63条 第41条の規定は、2号議員及び3号議員についても準用する。

(2号、3号議員の欠員補充)

第64条 2号議員又は3号議員に欠員を生じたときは、常議員会の議を経てそれぞれの選任方法によって、これを補充することができる。

2 前項により議員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(公告の省略)

第65条 2号議員及び3号議員の補欠選任の執行は、公告を省略することができる。

(就任の時期)

第66条 1号議員に当選した者、2号又は3号議員に選任された者は、現議員の任期満了と同時に就任する。

但し、現議員の任期満了後、再選挙によりまたは繰り上げ当選者として若しくは、補欠のため当選し、或は選任された者は直ちに就任するものとする。

(会費持口の保持)

第67条 議員はすべてその在任期間中、別に定める会費持口数を保持しなければならない。

但し、特別の事情により常議員会において減額を止むを得ないと認めるときは、此の限りでない。

## 附 則

1 この規則に定めたもののほか、議員の選挙選任に関し必要な事項は、常議員会において別にこれを定める。

2 本規則は、昭和53年9月20日よりこれを施行する。

3 第59条(3号議員の選任方法)は、昭和63年12月20日から施行する。

4 第54条(部会別の定員)は、平成4年3月25日から施行する。

5 第1条(総則)第8条(被選挙権)第15条(選挙人名簿の調製)は、平成12年12月20日から施行する。

6 第54条(部会別の定員)は、平成31年4月1日より施行する。

7 第54条(部会別の定員)は、令和元年11月1日より施行する。